

---

プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 499 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 499 回企業会計基準委員会（2023 年 4 月 11 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局の分析について聞かれた意見

### その他の論点（預託）

2. 仲介者等が利用者から預かった電子決済手段を自由に処分する権利を有していない状況であるため、仲介者等が利用者から預かった電子決済手段を、当該仲介者等の貸借対照表に計上しないとする事務局の提案に同意する。
3. 利用者から預かった電子決済手段を貸借対照表に計上すると、当該資産を自由に利用できるものであると財務諸表利用者がかえって誤認させるリスクもあると考えられるため、仲介者等が利用者から預かった電子決済手段を、当該仲介者等の貸借対照表に計上しないとする事務局の提案に同意する。

### 実務対応報告公開草案の文案

#### （本文）

##### 範囲に関する意見

4. 外国電子決済手段について、電子決済手段の利用者の立場と、電子決済手段取引業者の立場からそれぞれ、主体を変えて記載しているが、本文では分けずに記載し、結論の背景で記載すれば理解できると考える。

#### （結論の背景）

##### 範囲に関する意見

5. 電子決済手段の券面額と異なる価格で電子決済手段が発行される場合に、実務対応報告で取り扱わないとした理由に関して、文章の繋がりが分かりづらいため、文章の記載順

序を工夫いただきたい。

#### 電子決済手段の性格に関する意見

6. 第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段を同一の資産項目として取り扱っているとしているが、同一資産項目であるため、本文においてどのように取り扱っているのかまで記載した方が良いと考える。

#### 電子決済手段の保有に関する意見

7. 文案では、電子決済手段の取得価額と電子決済手段の券面額に基づく価額との差額がある場合に、当該差額を当期の損益として処理する理由について、送金・決済手段として券面額に基づく価額で財又はサービスと交換されるため、取得価額との差額を当期の損益としているという観点で、記載を行った方が良いと考える。

#### 開示に関する意見

8. 電子決済手段の表示には別掲する方法とそれ以外の方法があり得ると考える。仮に別掲しない方法を選択した場合に、どのような表示を行うことになるのかが分かるように、結論の背景などで記載を行うことをご検討いただきたい。

#### 適用時期に関する意見

9. 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」との関係を明確化するため、遡及適用についても記載した方が良いと考える。

### **「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正案の文案**

10. 実務対応報告では、本文において、適用対象となる電子決済手段の定義をしたうえで、結論の背景において、適用対象となる電子決済手段の範囲をさらに絞っている。実務指針の改正案においては、キャッシュ・フロー計算書の現金の範囲に含まれる電子決済手段を、実務対応報告の適用対象となる電子決済手段と同一であるとし、実務対応報告の本文と同様の定義を記載している。この同一であるという点に関して、実務対応報告の本文で定義された電子決済手段が対象となるのか、実務対応報告の結論の背景で範囲をさらに絞った電子決済手段が対象となるのか、分かりづらいため、記載を工夫いただきたい。

以上